

札幌市中小企業振興審議会委員を募集します

札幌市中小企業振興審議会は、中小企業振興施策について調査審議し、意見を述べるために設置されている機関で、札幌市が指名する委員と公募委員の合計20名以内により構成されます。

この度、公募委員に加わっていただく中小企業者を募集いたします。市内中小企業の振興に関心があり、経済活動の知識・経験等をお持ちの多くの方からのご応募をお待ちしています。

募集期間

令和8年10月13日（火）から令和8年11月13日（金）17時15分まで（必着）

■応募資格

本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者（札幌市中小企業振興条例第2条第1号に規定する中小企業者をいい、会社の場合はその代表者とする。）で、審議会委員に委嘱する日における満年齢が18歳以上である方（高校生は除く）。

■募集人数

1名

■任期

委嘱日※から2年間

※委嘱日は令和9年2月頃を予定しています。

■応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、下記宛てに郵送、FAX又は電子メールにてご送付ください。

なお、応募用紙は下記ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/top/topics/tyuusyoukigyousinngikaikoubo.html>

■募集期間

令和8年10月13日（火）から令和8年11月13日（金）17時15分まで（必着）

■選考

- ・応募書類による選考後、面接を行い決定します。（面接日時は別途ご案内します。）
- ・選考結果は後日郵便でご本人にお知らせします。
- ・応募書類は返却いたしません。
- ・応募者の個人情報、選考や結果通知など公募に関すること以外には使用いたしません。

■その他

- ・審議会委員は、地方公務員法に規定する「特別職の地方公務員」に該当しますので、「札幌市特別職の職員の給与に関する条例」等の適用を受けます。
- ・審議会委員は、審議会1回あたり12,500円の報酬が支給されます（令和8年4月1日現在）。
※ なお、報酬については支給にあたり所得税額分を控除させていただきます。
会場までの交通費は別途支給（公共交通機関を利用した場合に限る） いたします。
- ・審議会の開催は年1～2回程度（1回あたり2～3時間程度）を予定しており、審議は原則公開となります。

【お問い合わせ先・応募先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課企画係 中川・熊谷

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL 011-211-2352

E-mail keizaikikaku-kikaku1@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-H01-26-2090
R8-2-1333